

令和3年度愛知県江蘇省サポートデスク運営業務受託者募集要領

1 事業概要

(1) 委託業務名

令和3年度愛知県江蘇省サポートデスク運営業務

(2) 業務内容

県内企業からの相談対応、現地進出企業・関係機関への訪問、メールマガジン・ニュースレターによる情報提供、企業間のネットワーク形成、対日投資誘致、県事業への協力等（詳細は、「令和3年度愛知県江蘇省サポートデスク運営業務仕様書」を参照）

(3) 契約条件

ア 契約形態

委託契約とする。

イ 委託金額限度額

2,543,800円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき契約金額の100分の10とする。ただし、同規則第129条の3に該当する場合は全額を免除する。

ウ 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

エ 委託費の支払条件

精算払いとする。

オ その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

2 選考方法

(1) 応募資格

応募者は、企画書の提出期限、契約時の全ての時点において、以下の全ての要件を満たす者とする。

ア 日本国内に事業所を有する法人・事業者等で、業務の全て又は一部が企業の海外展開支援等国際ビジネスに関連する等、本委託業務の趣旨に沿う知見を有すること。

イ 中国江蘇省に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人・事業者等があり、日本企業からの法務・労務・税務相談等への日本語での対応実績があるなど、現地において本委託業務の遂行体制が整っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人・事業者等であること。

エ 愛知県からの指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 宗教活動や政治活動を目的とした法人・事業者等ではないこと。

キ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法

人・事業者等ではないこと。

(2) 審査

別に設置する愛知県サポートデスク運営業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案について、書面等審査を実施し、提出書類の内容について評価・審査を行い、優れた企画提案を選定する。

審査結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。

本審査で選定された提案者を受託候補者とし、愛知県と受託候補者両者により委託内容の詳細を協議し、提案内容について業務委託仕様書に必要な部分を修正した上で、随意契約を行う。

なお、期待する内容の提案がない場合には、全者不採用とする場合もある。また、企画提案書の提出が1者のみとなった場合においても、当該事業の受託が妥当である場合は、その者を受託者とする。

(3) 選定基準

選定は、別に定める審査基準に基づき評価する。

(4) 業務内容等に関する質問

質問がある場合は2月24日（水）午後3時までに、3（3）に記載の問合せ先にメールで送付すること。質問への回答はメールで送付する。

(5) その他

審査の内容、結果についての問合せには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

3 企画提案

(1) 提出書類

ア 「令和3年度愛知県江蘇省サポートデスク運営業務」企画提案書

別記「企画提案書作成要領」に基づき、以下（ア）～（カ）の書類を作成・提出する。

※「愛知県知事」宛とする。

（ア）業務実施体制に関する書類

（イ）窓口担当者に関する書類

（ウ）事業者概要に関する書類

（エ）経費積算内訳書

（オ）社会的価値の実現に資する取組に関する書類

（カ）応募資格に関する書類

イ 提案者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(2) 提出期限

令和3年3月8日（月） 午後5時（必着）

(3) 提出場所（問合せ先）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

愛知県産業労働センター（ウインクあいち）18階

あいち国際ビジネス支援センター

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課海外展開支援グループ（担当：城山、加藤）

TEL 052-533-6650

FAX 052-533-6651

E-mail ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

(4) 提出方法

上記提出場所に持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出すること。

※その他の方法（FAX、メール等）による提出は不可。

(5) 提出部数

8部

4 スケジュール（予定）

令和3年2月24日（水）	質問期限
令和3年3月8日（月）	企画提案書提出期限
令和3年3月18日（木）	審査委員会による審査
令和3年4月1日（木）	委託契約締結、業務開始
令和4年3月31日（木）	令和3年度業務委託完了

5 注意事項

- ・企画提案書の提出は、1者1案とする。
- ・応募資格を有さない者の提出資料又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- ・企画提案書類作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。提出後に企画提案の応募を取り下げの場合は、速やかに3（3）に記載の問合せ先まで連絡するとともに、文書で通知すること。
- ・提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は愛知県と協議の上、決定する。
- ・受託後の企画提案書に記載された実施体制の変更は原則認めない。
- ・採用された企画の著作権は、原則として愛知県に帰属するものとする。
- ・採用された企画の実施に当たっては、協議の上内容を変更することがある。
- ・本事業は県議会（令和3年2月議会）における令和3年度予算の成立を前提にしている。

企画提案書作成要領

企画提案書は、以下のとおり作成することとする。

1 総則

- (1) 用紙は原則として A4 サイズとする。
- (2) 印刷については、カラー、白黒を問わない。
- (3) ページ数は必要最小限とすること。
- (4) 書類の作成は、原則「印字」（パソコン・ワープロで作成）とする。
- (5) 言語は日本語とする。
- (6) 指定がある場合を除いて、様式は任意とする。

2 業務実施体制に関する書類

- (1) 総括責任者・業務担当者に関する情報
- (2) 当該業務の取組体制について（本社と窓口担当者間の連絡体制や、契約期間中に窓口担当者が交替する場合のバックアップ体制）
- (3) 再委託の有無（有の場合、その内容）

3 窓口担当者に関する書類

- (1) サポートデスクに配置する窓口担当者の経歴・資格・実績・使用言語等の情報（契約期間中に窓口担当者が交替する可能性がある場合は、代替担当者の情報も記載）
- (2) 中国ビジネスに関する相談対応実績等の情報（平成 30 年度～令和 2 年度における相談の概要や件数等を記載）

4 事業者に関する書類

- (1) 本社の事業概要、実績等に関する情報
- (2) 国内・海外における支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は提携している関係法人等の情報（特に、中国の関係拠点・提携先に関する事業所名や事業内容、住所等の情報は詳細に記載）
- (3) 中国ビジネスに関する相談対応、講演等の実績（平成 30 年度～令和 2 年度における相談の概要や件数等を記載）
- (4) 相談対応が可能な分野（例：法務、労務、税務、会計、企業マッチング、進出支援等）
- (5) 日本の省庁・自治体・公的機関等との契約実績（平成 30 年度～令和 2 年度における国内及び海外）

5 経費積算内訳書

- (1) 主な項目に区分し、経費概算を記入すること。
- (2) 経費見積は、できる限り詳細に明示すること。

- (3) 消費税対象項目と消費税非対象項目が混在する場合は、項目毎に課税対象か否かを明示すること。
- (4) 経費見積の合計金額については、消費税抜き価格と消費税額を併記すること。

6 社会的価値の実現に資する取組に関する書類

別紙1「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」に記入のうえ、以下の項目について申告すること。

- (1) 環境マネジメントシステムの導入
ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
- (2) 自動車エコ事業所の認定
自動車エコ事業所の認定を受けていること。
- (3) 障害者法定雇用率の達成
障害者雇用状況の報告義務がある事業主で障害者法定雇用率を達成していること。
なお、障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。
- (4) 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用
名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること。
- (5) 女性の活躍促進宣言の提出
女性の活躍促進宣言を提出していること。
- (6) あいち女性輝きカンパニーの認証
あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。
- (7) えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定[プラチナえるぼし認定を含む])を受けていること。
- (8) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
- (9) くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)
次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定[プラチナくるみん認定を含む])を受けていること。
- (10) あいちっこ家庭教育応援企業への賛同
あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
- (11) エコモビリティライフの推進
あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。
- (12) 安全なまちづくりと交通安全の推進
愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。
- (13) 健康づくりの推進
愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。

7 応募要件に関する書類

別紙2「応募資格に関する申告書」に記入すること。